

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

町の区域の設定に伴い、規定を整理するため、名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、次のとおり提出します。

令和5年9月1日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

記

1 改正理由・内容

土地区画整理事業による町の区域の設定に伴い、名古屋市立東陵中学校の位置の表示を変更します。

改正前	改正後
名古屋市緑区鳴海町字細根 100 番地の 1	名古屋市緑区東陵1353番地

2 施行期日

名古屋市明願土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行します。

3 条例案

別紙のとおり

(令和5年9月1日提出 総務部総務課)

令和5年第 号議案

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年9月 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中学校の表中

「 | 名古屋市立東陵中学校 | 名古屋市緑区鳴海町字細根 100 番地の | 1 | 」を

「 | 名古屋市立東陵中学校 | 名古屋市緑区東陵1353番地 | 」に改める。

附 則

この条例は、名古屋市明願土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、町の区域の設定に伴い、規定を整理する必要がある
による。